

省エネ街区形成事業
令和元年度(第1回)
＜提案募集に関するQ&A＞

■募集要領 「1. 2 公募する事業の種類」

Q1	今回の募集において、エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果を検証する事業(以下、「効果の検証事業」とする)に応募することはできるのでしょうか？
----	-------------------------------------------------------------------------------

A 効果の検証事業は、「エネルギーマネジメントシステム及び複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための省エネ設備を整備する事業」(以下、「省エネ設備の整備事業」とする)に採択された事業であり、事業完了後に効果の検証を実施するプロジェクトを対象とするものであり、令和元年度(第1回)募集においては対象事業がまだ無いということになります。尚、プロジェクトの長期化が想定されるため、「省エネ設備の整備事業」と「効果の検証事業」の一括提案は不可としております。

Q2	提案にあたり、本補助事業に不適切と判断される建物用途や設備はありますか。
----	--------------------------------------

A 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と判断される事業(「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条に規定する風俗営業等)を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

■募集要領 「2. 2 問合せ先、資料の配付」

Q3	省エネ街区形成事業専用のHPは開設されるのでしょうか？
----	-----------------------------

A 令和元年度においては、専用のHPは開設せず、国土交通省のHPで募集案内、募集要領や応募書式の公開を実施しております。また、交付申請手続き等の案内については、別途採択事業者へご連絡予定です。

尚、次年度以降については、次年度の募集案内の際にあわせて連絡いたします。

■募集要領 「3. 1 事業の要件」

Q4	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取得できる条件とは？
----	--------------------------------------------------

A 性能向上計画認定制度の対象拡大等(複数建物連携による取組の対象追加)については、改正された建築物省エネ法、及び施行令、施行規則、告示等をご確認下さい。

下記の「国土交通省 建築物省エネ法のページ」に掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

尚、具体的な申請内容や手続き等については、申請建築物を管轄している所管行政庁にお問合せ下さい。

Q5	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定は、いつまでに取得しなければならないか？
----	-----------------------------------------------------------

A 提案時点で取得している必要はありませんが、採択後、補助金の交付が発生する最初の年度には認定を取得する必要があります。具体的には補助金の交付が発生する最初の年度の完了実績報告時に取得した事を示す書類を提出していただく必要があります。また、提案申請書の様式3に、認定を受けるスケジュールを記載して下さい。

尚、提案時点では、WEBプログラムによる省エネ性能の計算結果を提案申請書(様式4-1)に記載していただく必要があります。ここでの省エネ性能は誘導基準を満たす値とし、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を後に取得する場合等は、補助金の交付が発生する最初の年度には認定を取得している必要がありますのでご注意ください。

Q6	複数の建築物が、地下や地上で繋がっている場合、複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を申請できるか？
----	----------------------------------------------------------------------

A 建築物省エネ法上の棟数が1である場合(法第12条に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定や法第19条に規定する届出に係る棟数が1である場合)は、複数の建築物で連携した取組(法第29条第3項に規定する事項が記載された計画)としての申請はできません。

Q7	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定は、建物の着工後であっても申請可能か？
----	----------------------------------------------------------

A 法第29条第3項に規定する申請建築物が、省エネ性能の向上に資する建築物の新築等をしようとする場合であれば、着工後であっても申請は可能です。

Q8	事業の要件①に記載の複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定の取得において、事業の要件②に記載の0.7に相当する数値以下としなければならないか？
----	-------------------------------------------------------------------------------------------

A 事業の要件①に記載の複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定の取得においては、誘導基準を満たす事が要件となります。その上で、エネルギーマネジメントシステム等の導入により想定される運用効果も加味した一次エネルギー消費性能を試算頂き、省エネ性能が0.7を越えないことを提案書類(様式4-2)において示して頂く必要があります。

要件②の様式4-2における示し方は、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定において、0.7以下の値で取得する事」「取得予定としてWEBプログラムによる省エネ性能の計算結果が0.7以下である事を示す事」あるいは「建築物エネルギー消費性能向上計画認定おける値や、取得予定としてWEBプログラムにより計算した省エネ性能における値から、更にWEBプログラムによって評価できない効果について独自のシミュレーション等によって0.7以下となる事を示す事」等を想定しております。

その為、様式4-2では、設計一次エネルギー消費量' と表記し、建築物省エネ法にお

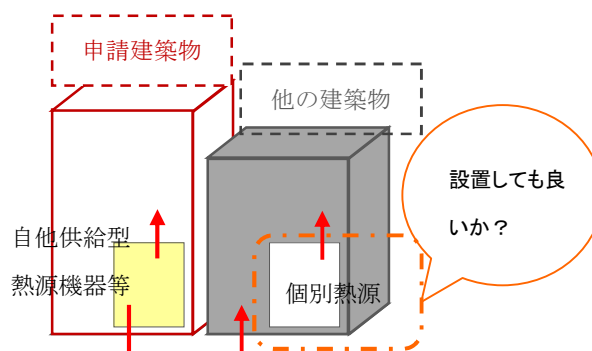
ける設計一次エネルギー消費量と区別しております。

Q9	補助事業期間について、補助事業の完了予定は、契約に基づく完了予定として想定する必要があるのでしょうか。
----	-----------------------------------------------------

A 必ずしも契約に基づく必要はありません。補助対象に関する事業計画上の完了予定日を想定して、提案や交付申請をしてください。なお、採択後や交付決定後、補助事業の大幅なスケジュールの変更などが生じた場合は、交付申請等の手続きの窓口である事務事業者等へ速やかにご相談ください。

Q10	申請建築物以外の建築物には、熱源機器等を設置してもよいのでしょうか？
-----	------------------------------------

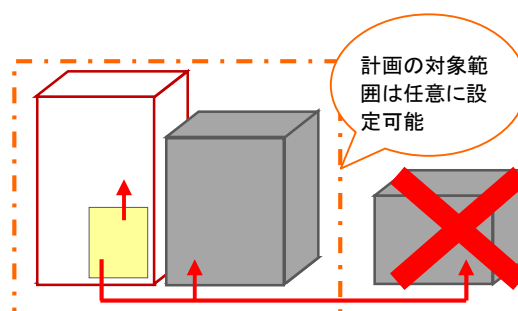
A 下記2パターンに該当する場合のみ設定可能となります。
①一の居室のみに係る空気調和設備等を構成する熱源機器等
②申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を越えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給する熱源機器等



<改正建築物省エネ法施行規則 第二十四条の二第2項による>

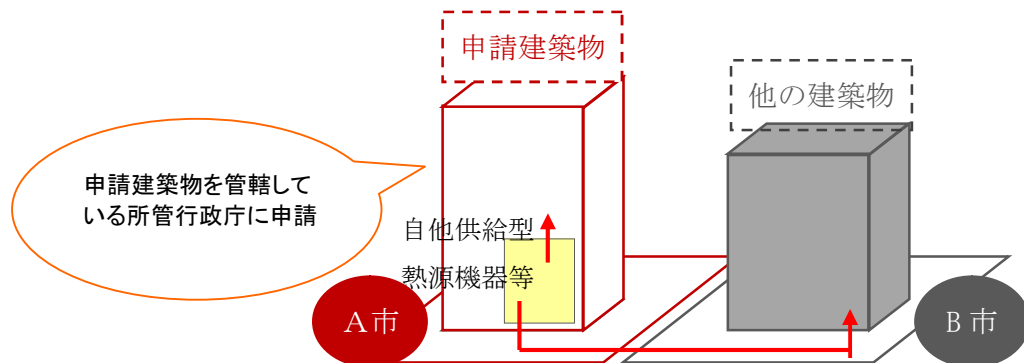
Q11	申請建築物の自他供給型熱源機器等から熱・電気を供給している建築物のうち、任意の建築物を除き計画を申請することは可能か。
-----	-------------------------------------------------------------

A 申請は可能です。ただし、その場合、計画から除かれた建築物はないものとして省エネ計算を行うことになるため、過大な熱源機器等を有する計画として計算することとなるため、誘導基準への適合が難しくなることが考えられます。



Q12	申請する計画が、複数の所管行政庁の管轄区をまたがる場合、どこに申請すればよいのか。
-----	-------------------------------------------

A 自他供給型熱源機器等を設置する申請建築物を管轄している所管行政庁へ申請して下さい。



Q13	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受ける際の、各建物の省エネ性能の計算方法は、どこで確認すればよいか。
-----	--------------------------------------------------------------------------

A 国立研究開発法人建築研究所により公開されている建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報のページ (<https://www.kenken.go.jp/becc/index.html#4-1>) に、「省エネルギー基準に準拠したプログラム」(以下、WEBプログラムという)及び「複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る入力マニュアル」が掲載されています。WEBプログラムは、複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る計算に対応したものに改訂されております。

■募集要領「3.2 対象事業者」

Q14	当該事業に係る複数の住宅・建築物の建築主が異なる場合、どのように提案すれば良いか？
-----	-------------------------------------------

A 補助対象設備等の所有者が提案者となり、エネルギー消費性能向上計画認定に含まれる各建築物の建築主は、共同申請者となる必要があります。各建築物毎に建築主が異なる場合も同様となります。

Q15	複数の企業等でプロジェクトを検討していますが、提案の代表者にはどのような要件が必要でしょうか。また、プロジェクトに対して助言などを行っている者も応募者になれるのでしょうか。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------

A 提案者は、募集要領3.2.1に記載のとおり、「補助対象設備等の所有者」が提案者となります。原則、提案の代表者は採択後の補助金交付の手続きや補助金の受領等においても事業者を代表して適切な執行を行っていただくことになります。また、コンセプトに対する助言などを行っている者単独では応募者になることはできませんが、グループの一員となることは可能です。

複数の企業(建築主)等が関わるプロジェクトでは、関係者の実施体制図を添付していただく必要があります。

Q16	ESCO事業やエネルギーサービス事業に関する提案の場合、提案者はESCO事業者もしくはエネルギーサービス事業者のみでよいのでしょうか。あるいは建築主等との連名での応募が必要なのでしょうか。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------

A 提案者は、建築主との合意に基づき、原則として、建築主を含む共同提案として応募してください。

■募集要領「3.3 補助額」

Q17	省CO ₂ 技術の一般的な工事の実施設計費は、設計費の対象となるのでしょうか。
-----	----------------------------------------------------

A 設計費は省CO₂シミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る設計費として国土交通省が認める費用を対象としますので、一般的な実施設計費は対象となりません。なお、設計費を計上する場合には、特に必要とする理由等を様式7-4に記載してください。

Q18	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

A 1プロジェクト当たり5億円を本事業の補助限度額とします。
また、予算の範囲内で助成するものであるため、採択された場合であっても、全ての額が助成対象となるものではありません。なお、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

Q19	建設工事費の対象となる建築設備にはどの範囲までが含まれるのでしょうか。
-----	-------------------------------------

A 募集要領「3.3補助額(1)建設工事等に係る補助額」に記載の建築設備等が対象となります。補助対象となる経費の内訳を提案書類(様式7-1~7-3)に記載して頂きますが、ここで補助対象外が含まれている事が判明した場合、全体の採択を取り消す場合がありますのでご留意下さい。

■募集要領「3.4 留意事項」

Q20	他の補助金制度と併用して活用することは可能でしょうか。
-----	-----------------------------

A 本事業の補助対象部分について、他の国庫補助や国費を財源とする地方公共団体等の補助金を重複して受けることはできませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

■募集要領「4.4 補助金交付」

Q21	補助金の交付申請はいつ頃の予定でしょうか。また、工事着手はどの時点で可能になるのでしょうか。
-----	------------------------------------------------

- A 審査結果は令和2年1月を目処に公表する予定です。また、審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてもお知らせします。採択後には当該建築物の工事に着手することは可能ですが、補助対象部分の工事は、原則として、交付申請手続きを経て、交付決定後に工事着手していただくこととなります。(詳細は採択通知書をご確認ください。)
- なお、原則として、補助対象工事等を含む契約は、採択日以降に締結してください。

Q22	採択後に諸事情で交付申請を行わないこととなった場合や建築自体が中止になった場合に罰則はあるのでしょうか。
-----	------------------------------------------------------

- A 本事業は評価のみを目的とした提案は受け付けていません。また、虚偽の申請等にあたる場合は罰則の適用があります。
- このようなケースではなく、採択後に交付申請が行われない場合や交付決定後に建築自体が行われない場合などには報告をいただくこととなるとともに、今後応募があった場合には、事業実施の確実性についてより慎重に判断をさせていただくこととなります。

Q23	本事業において、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、どうすればよいでしょうか。
-----	-------------------------------------------------------------

- A 例えば以下のような理由により、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となる場合がありますので、速やかに交付申請の手続き先へご相談ください。
- <理由例>
- A)隣家等との調整(工事に伴う騒音・振動、日照、工所用資材等の運搬路等)に不測の日数を要した場合
 - B)自己都合によらない設計変更があった場合
 - C)建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合
 - D)工事の施行に伴い明らかになった状況変化(土質、地盤等)があった場合
 - E)豪雨、豪雪等が発生した場合
 - F)資材の入手難、特注品の納期延期があった場合

■その他

Q24	この事業は、地方公共団体の関与はなく、国が直接実施する事業なのでしょうか。
-----	---------------------------------------

- A この事業は、国が直接実施し、地方公共団体を通じて補助が行われるものではありません。しかしながら、地方公共団体においても、このモデル事業の事業者の方への周知へ協力していただくことを期待しています。また、この事業は地方公共団体自体が提案をしていただくことも可能です。地方公共団体自身が民間事業者の方等と協力する等により幅広い提案をおこなっていただくことを期待しています。なお、通常他の補助金においても補助の対象外となっているケースの場合には対象としないことがありますのでご注意ください。